

主治医 殿

証明書発行についてのお願い

福岡県立福岡工業高等学校長

学校保健安全法施行規則第18条では、学校において予防すべき感染症の種類を下表のように、第一種から第三種まであげています。このうち特に第二種・第三種の感染症については、「飛沫および接触感染により児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの」として、出席停止をさせることが定められています。

御多忙中のところ誠に恐れ入りますが、診察の結果、「第二種・第三種の感染症」に該当する場合は、貴医療機関の書式による証明書もしくは下記証明書を発行していただきますようお願い致します。

(学校保健安全法施行規則第18条) 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH5N1であるものに限る)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱

第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

-----キリトリ-----

## 証 明 書

氏名 \_\_\_\_\_

1 病 名 \_\_\_\_\_

2 休養期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで \_\_\_\_\_ 日間  
(出席停止期間)

平成 年 月 日

医療機関名称  
及び医師名

印